

## 平成30年第1回宮崎市議会（3月定例会）

### 提出案件一覧

#### 1 件数

議案	73件
報告	8件
合計	81件

#### 2 内訳

##### (1) 議案（73件）

- ①平成30年度当初予算案（17件） ⇒ 議案第1号～議案第17号
- ②平成29年度補正予算案（15件） ⇒ 議案第18号～議案第32号
- ③議決事項の一部変更（工事請負契約）（2件） ⇒ 議案第33号・議案第34号
- ④土地改良事業の計画変更（1件） ⇒ 議案第35号
- ⑤市道路線の廃止（1件） ⇒ 議案第36号
- ⑥市道路線の認定（1件） ⇒ 議案第37号
- ⑦包括外部監査契約の締結（1件） ⇒ 議案第38号
- ⑧宮崎公立大学定款の一部変更（1件） ⇒ 議案第39号
- ⑨和解及び損害賠償の額を定めること（1件） ⇒ 議案第40号
- ⑩条例案（33件） ⇒ 議案第41号～議案第73号

##### (2) 報告（8件）

- ①専決処分報告（8件） ⇒ 報告第1号～報告第8号
  - ・ 訴えの提起（1件）
  - ・ 和解及び損害賠償の額を定めること（7件）

### 3 議案の概要

#### 平成30年度当初予算案（17件）

##### 《一般会計》

議案第1号 平成30年度宮崎市一般会計予算案 【財政課（予算担当課）】

##### 《特別会計》

議案第2号 平成30年度宮崎市公営住宅建設資金特別会計予算案

議案第3号 平成30年度宮崎市国民健康保険特別会計予算案

議案第4号 平成30年度宮崎市後期高齢者医療特別会計予算案

議案第5号 平成30年度宮崎市公園墓地特別会計予算案

議案第6号 平成30年度宮崎市卸売市場特別会計予算案

議案第7号 平成30年度宮崎市用地取得特別会計予算案

議案第8号 平成30年度宮崎市母子父子寡婦福祉資金特別会計予算案

議案第9号 平成30年度宮崎市介護保険特別会計予算案

議案第10号 平成30年度宮崎市公設合併処理浄化槽事業特別会計予算案

議案第11号 平成30年度宮崎市宅地造成事業特別会計予算案

議案第12号 平成30年度宮崎市公債管理特別会計予算案

【財政課（予算担当課）】

##### 《企業会計》

議案第13号 平成30年度宮崎市水道事業会計予算案

議案第14号 平成30年度宮崎市工業用水道事業会計予算案

議案第15号 平成30年度宮崎市公共下水道事業会計予算案

議案第16号 平成30年度宮崎市農業集落排水事業会計予算案

【上下水道局 管理部 財務課】

議案第17号 平成30年度宮崎市田野病院事業会計予算案

【保健医療課】

別添「平成30年度当初予算案のポイント」「平成30年度当初予算案の概要」

「平成30年度一般会計予算（案）の概要【資料編】」のとおり

平成29年度補正予算案（15件）

《一般会計》

議案第18号 平成29年度宮崎市一般会計補正予算（第6号）案  
【財政課（予算担当課）】

《特別会計》

議案第19号 平成29年度宮崎市公営住宅建設資金特別会計補正予算（第2号）案  
議案第20号 平成29年度宮崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案  
議案第21号 平成29年度宮崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）案  
議案第22号 平成29年度宮崎市公園墓地特別会計補正予算（第1号）案  
議案第23号 平成29年度宮崎市卸売市場特別会計補正予算（第2号）案  
議案第24号 平成29年度宮崎市介護保険特別会計補正予算（第4号）案  
議案第25号 平成29年度宮崎市公設合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）案  
議案第26号 平成29年度宮崎市宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）案  
議案第27号 平成29年度宮崎市公債管理特別会計補正予算（第1号）案  
【財政課（予算担当課）】

《企業会計》

議案第28号 平成29年度宮崎市水道事業会計補正予算（第2号）案  
議案第29号 平成29年度宮崎市工業用水道事業会計補正予算（第1号）案  
議案第30号 平成29年度宮崎市公共下水道事業会計補正予算（第2号）案  
議案第31号 平成29年度宮崎市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）案  
【上下水道局 管理部 財務課】  
議案第32号 平成29年度宮崎市田野病院事業会計補正予算（第1号）案  
【保健医療課】

別添「平成29年度3月補正予算案概要」のとおり

議案第33号 「工事請負契約の締結について（平成28年度昭和通線（小戸之橋）新橋設置工事（上部工1工区）」の議決事項の一部変更について

【契約課(市街地整備課)】

◇提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決された事項の一部を変更するため、本案を提出するもの。

◇変更事項

「3 契約の金額 2, 183, 399, 049円」を

「3 契約の金額 2, 219, 390, 876円」に変更する。

(35, 991, 827円の増額)

◇変更理由

橋脚上部を施工するために仮栈橋から資材の積みおろしを行うに当たり、施工業者と現場状況や作業計画を詳細に検討した結果、作業クレーンの規格を標準のものから大型のものへ変更する必要性が生じたもの。

※（参考）議決内容

当初契約議案：工事請負契約の締結（平成28年9月定例会 議案第112号）

- 1 工事名 昭和通線（小戸之橋）新橋設置工事（上部工1工区）
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約の金額 2, 141, 267, 400円
- 4 契約の相手方 ピーエス三菱・山崎・戸敷特定建設工事共同企業体

変更契約議案：議決事項の一部変更（平成29年6月定例会 議案第97号）

「3 契約の金額 2, 141, 267, 400円」を

「3 契約の金額 2, 183, 399, 049円」に変更する。

議案第34号 「工事請負契約の締結について（平成29年度昭和通線（小戸之橋）新橋設置工事（下部工5工区）」の議決事項の一部変更について

【契約課(市街地整備課)】

◇提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決された事項の一部を変更するため、本案を提出するもの。

◇変更事項

「3 契約の金額 265,356,000円」を  
「3 契約の金額 295,736,377円」に変更する。  
(30,380,377円の増額)

◇変更理由

小戸之橋の取付道路用の盛土材として、当橋設置工事（下部工全体）で発生する土砂を仮置き場にストックすることとしていたが、土質試験の結果、盛土材として適さないことが判明したため、不要な土砂を処分する必要が生じたもの。

※（参考）議決内容

当初契約議案：工事請負契約の締結（平成29年9月定例会 議案第125号）

- |          |                           |
|----------|---------------------------|
| 1 工事名    | 昭和通線（小戸之橋）新橋設置工事（下部工5工区）  |
| 2 契約の方法  | 条件付一般競争入札                 |
| 3 契約の金額  | 265,356,000円              |
| 4 契約の相手方 | 大和開発・矢野興業・岩永建設特定建設工事共同企業体 |

## ◇提案理由

土地改良事業の計画を変更するため、土地改良法第96条の3第1項の規定により本案を提出するもの。

## ◇計画の概要

- 1 事業名 基幹水利施設管理事業  
(基幹的な国営造成施設の維持管理を行う事業)

- 2 地区名 大淀川左岸地区

- 3 維持すべき施設 広沢ダム、岩前頭首工、幹線導水路

## 4 変更計画の概要

## ア 計画変更理由

大淀川左岸地区の広沢ダムや幹線パイプライン等の国営造成施設において、平成31年度から平成37年度までの予定で老朽化した施設の更新・修繕を行う「国営施設応急対策事業」が実施されることに伴い、受益面積の見直し（転用手続き等で非農用地となった受益地の除外や新たな受益地の編入などを整理した結果、1,628haに見直す）等を行なう必要があるため。

## イ 計画変更事項（主なもの）

項目	現行	変更後
地域の所在	東諸県郡高岡町、宮崎市、 西諸県郡野尻町、東諸県郡 綾町	宮崎市、小林市、東諸県郡 綾町
管理者	高岡町、宮崎市、野尻町、 綾町	宮崎市、小林市、綾町
受益面積	1,664ha	1,628ha

議案第36号 市道路線の廃止について

【道路維持課】

◇提案理由

当該路線を廃止することについて、道路法第10条第3項において準用する第8条第2項の規定により、本案を提出するもの。

◇廃止路線合計

(1) 事業関係		
芳士四本松線整備事業に伴う廃止	2 路線	3,708.6m
計	2 路線	3,708.6m

議案第37号 市道路線の認定について

【道路維持課】

◇提案理由

一般の交通の用に供するため、当該路線を市道に認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、本案を提出するもの。

◇認定路線合計

(1) 事業関係		
芳士四本松線整備事業に伴う認定ほか	8 路線	6,478.2m
(2) 開発行為関係	11 路線	1,020.2m
計	19 路線	7,498.4m

議案第38号 包括外部監査契約の締結について

【監査事務局】

◇提案理由

包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定により、本案を提出するもの。

◇契約の概要

- (1) 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- (2) 契約の始期 平成30年4月1日
- (3) 契約の金額 10,270,000円を上限とする額
- (4) 費用の支払方法 監査の結果に関する報告書提出後一括払い
- (5) 契約の相手方 弁護士

## ◇提案理由

公立大学法人宮崎公立大学定款の一部を変更することについて、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により、本案を提出するもの。

## ◇主な改正内容

監事の任期について、「2年」を「その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての地方独立行政法人法第34条第1項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日まで」に改める。

## ◇施行日

平成30年4月1日

## ◇提案理由

標高数値の誤表示に係る損害に関し、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、本案を提出するもの。

## ◇主な内容

《事案の概要》 市が災害危険区域の水準点について誤った標高数値を表示したため、当該数値に基づいて建築された相手方の所有する住宅が建築基準法等に適合しない建築物となったことから、相手方には是正のための建替えに係る費用相当額の損害が生じた。

《損害賠償額》 損害に係る賠償 金35,358,905円（市が相手方に対して）

《過失の割合》 市100%

《物件の所在》 宮崎市大字富吉字水流



**議案第41号から議案第73号まで 条例案（33件）**

議案第41号 宮崎市用語等の整理に関する措置条例の制定について

【総務法制課】

◇提案理由

本市条例の用語等を統一した表現にすることについて必要な事項を定めるため。

◇主な内容

用語等の整理（第2条及び第3条）

- (1) 既存の条例中、次の表の左欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げるものに改める。

次の各号の一	次の各号のいずれか
別表中号の番号として用いられているアラビア数字	丸括弧で囲んだアラビア数字

- (2) 既存の条例中の別表において、別表の表示の次に関係条番号が付されていないものについては、関係条番号を付する。この場合において、関係条番号の付し方は、「(第何条関係)」の例による。

◇施行期日

平成30年4月1日

## ◇提案理由

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正の趣旨を踏まえ、要配慮個人情報の定義、取扱い等を定め、及び個人情報の不正な提供等に係る罰則の規定を設ける等のため。

## ◇主な内容

1 定義（第2条）

- (1) 「個人識別符号」が含まれる情報が個人情報に該当することを明確にする。
- (2) 「個人識別符号」及び「要配慮個人情報」を本条例における用語の定義に加える。

2 収集の制限（第7条）

実施機関が収集を制限される情報の対象を、従来のセンシティブ情報から要配慮個人情報に改める。

3 罰則規定の新設（第39条から第42条まで）

	対象者	対象情報	行為	法定刑
第39条	実施機関の職員、委託事務の従事者、指定管理業務の従事者(それぞれ「であった者」を含む。)	個人の秘密が記録された電算処理ファイル(公文書に記録されているもの)	正当な理由がないのに提供	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
第40条	同上	業務に関して知り得た個人情報(公文書に記録されているもの)	不正な利益を図る目的で提供又は盗用	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
第41条	実施機関の職員	個人の秘密が記録された文書、図画、電磁的記録	職権を濫用して、専らその職務の用以外の目的で収集	同上
第42条	個人情報の開示請求を行い、開示を受けた者	個人情報(公文書に記録されているもの)	偽りその他不正の手段により、個人情報の開示を受けた行為	5万円以下の過料

4 その他（附則による改正）

- (1) 「宮崎市情報公開条例」の一部改正
- (2) 「宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」の一部改正

## ◇施行期日

平成30年10月1日（一部については、公布の日）

◇提案理由

地方独立行政法人法の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

1 「宮崎市公立大学法人評価委員会条例」の一部改正（第 1 条）

第 1 条の「地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 11 条第 3 項」を「地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 11 条第 4 項」に改める。

2 「宮崎市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例」の一部改正（第 2 条）

第 2 条の「地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 55 条」を「地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 8 条第 1 項第 5 号」に改める。

3 「宮崎市職員の退職手当に関する条例」の一部改正（第 3 条）

第 7 条第 5 項第 2 号の「地方独立行政法人法第 8 条第 3 項」を「地方独立行政法人法第 8 条第 1 項第 5 号」に改める。

◇施行期日

平成 3 0 年 4 月 1 日

◇提案理由

印鑑の登録事項及び印鑑登録証明書の交付の申請手續の見直しを行う等のため。

◇主な内容

1 印鑑登録原票の登録事項等の見直し（第 5 条、第 13 条）

印鑑登録原票及び印鑑登録証明書の性別欄を削る。

2 印鑑登録証明書の交付の申請手續の見直し（第 14 条）

印鑑登録者本人による印鑑登録証明書の交付の申請について、印鑑を登録する際に行う本人確認に必要なものと同等の文書の提示により印鑑登録者本人と確認できる場合は、印鑑登録番号証書又は個人番号カードの提示を省略することができる。また、代理人による申請手續の際の本人確認をより明確に規定する。

◇施行期日

平成 3 0 年 4 月 1 日（ただし、1 は規則で定める日施行）

## ◇提案理由

獣医師に初任給調整手当を支給するため、及び国家公務員の給与改定に準じ、本市職員に支給する給与についての改定を行うため。

## ◇主な内容

1 宮崎市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条）

## (1) 獣医師の初任給調整手当の支給

獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充があると認められる職について、初任給調整手当を支給する。

## (2) 特定職員に対する給与等の減額支給措置の廃止

職務の等級が6級以上である職員について、55歳に達した日後の最初の4月1日以降に実施していた給与等の1.5%減額支給措置について、廃止する。

2 宮崎市職員の給与に関する条例等の一部改正（第2条）

平成27年度に実施した給与制度の総合的見直しによる給料表水準の引下げに際し、激変を緩和するため実施している経過措置について、平成30年度から3年間で段階的に廃止する。

3 その他（附則による改正）

## (1) 「宮崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の一部改正

## (2) 「宮崎市職員の育児休業等に関する条例」の一部改正

## ◇施行期日

平成30年4月1日

◇提案理由

本市職員に支給する着後手当に係る支給条件の変更を行い、並びに市内旅行等に係る定額の車賃の支給条件及び支給額を定める等のため。

◇主な内容

1 赴任に伴う旅費に係る改正（第2条）

新たに採用された職員の赴任に伴う旅費については、本市の要請により国家公務員若しくは他の地方公共団体の職員から引き続いて職員となったもの又は市長が特に必要と認めた職員に限り支給することを明記する。

2 着後手当に係る改正（第17条）

市設の宿舎に居住を命ぜられた場合には、着後手当を支給しないとする規定を削る。

3 市内旅行等の旅費に係る改正（第19条）

公務のため自家用車を利用した場合の市内旅行等の旅費を規定する。  
(1キロメートルにつき17円)

4 鉄道賃に係る改正（附則第2項及び別表第1）

鉄道賃の等級区分を廃止する。

◇施行期日

公布の日（ただし、3は平成30年4月1日施行。経過措置の規定あり。）

議案第47号 宮崎市職員の退職手当に関する条例等の一部改正について 【人事課】

◇提案理由

国家公務員退職手当法の改正に準じ、本市職員に支給する退職手当についての改正を行うため。

◇主な内容

官民均衡を図るために設けられた「調整率」の規定について、87/100から83.7/100に引き下げる。

◇施行期日

平成30年4月1日

議案第48号 宮崎市国民健康保険運営基金条例の一部改正について 【国保年金課】

◇提案理由

基金の全部又は一部を、本市の国民健康保険事業の円滑な運営を図るための財源に充てる等のため。

◇主な内容

1 運用収益の処理（第4条）

基金の運用から生ずる収益は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

2 基金の処分（第6条）

国民健康保険事業の円滑な運営を図るために必要があると認められるときは、基金の全部又は一部を処分することができるものとする。

◇施行期日

平成30年4月1日

議案第49号 宮崎市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第9条第1項に規定する同意集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について 【工業政策課】

◇提案理由

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律等の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

1 題名の改正

条例の題名を「宮崎市地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例」に改める。

2 趣旨及び課税免除に関する規定の一部改正（第1条、第2条）

法令の改正に伴い、法令名称、関係条文の条項ずれ及び引用している用語等の改正を行う。

3 その他（附則による改正）

「宮崎市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例」の一部改正

◇施行期日

公布の日（ただし、平成29年7月31日から適用。経過措置の規定あり。）

◇提案理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の改正に伴い、手数料の新設を行う等のため。

◇主な内容

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく事務（別表の7）【廃棄物対策課】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令（以下「政令」という。）の改正に伴い、2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定又は変更認定の審査に係る手数料を新設する。

手数料の名称	金額（1件につき）
2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定申請手数料	147,000円
2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の変更認定申請手数料	134,000円

2 使用済自動車の再資源化等に関する法律の規定に基づく事務（別表の8）

【廃棄物対策課】

政令の改正に伴い、破碎業の変更許可に係る申請手数料を引き下げる。

手数料の名称	金額（1件につき）	
	変更後	現行
破碎業の変更許可申請手数料	67,000円	75,000円

3 土壤汚染対策法の規定に基づく事務（別表の9）

【環境保全課】

土壤汚染対策法の改正に伴い、汚染土壤処理業の譲渡及び譲受、法人の合併又は分割並びに相続の承認の審査に係る手数料を新設する。

手数料の名称	金額（1件につき）
汚染土壤処理業の譲渡及び譲受承認申請手数料	70,000円
汚染土壤処理業の法人の合併又は分割承認申請手数料	70,000円
汚染土壤処理業に係る相続承認申請手数料	70,000円



4 介護保険法の規定に基づく事務（別表の10） 【介護保険課】

介護保険法の改正等に伴い、介護医療院の開設許可、変更許可及び更新の審査に係る手数料を新設し、介護療養型医療施設の指定の審査に係る手数料を廃止する。

手数料の名称	金額（1件につき）
介護医療院開設許可申請手数料	63,000円
介護医療院変更許可申請手数料	33,000円
介護医療院開設許可更新申請手数料	15,000円

5 建築基準法に基づく事務（別表の34） 【建築指導課】

建築基準法の改正に伴い、「事務」及び「手数料の名称」の項目中の項の追加等の改正を行う。

変更後	現行
、第13項ただし書又は第14項ただし書	又は第13項ただし書
建蔽率	建ぺい率
第68条の4	第68条の4第1項

6 砂利採取法に基づく事務（別表の43） 【工業政策課】

政令の改正に伴い、砂利採取計画認可及び変更認可に係る申請手数料を引き下げる。

手数料の名称	金額（1件につき）	
	変更後	現行
砂利採取計画認可申請手数料	33,900円	37,700円
砂利採取計画変更認可申請手数料	15,000円	17,000円

◇施行期日

平成30年4月1日（経過措置の規定あり）

議案第51号 宮崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について 【長寿支援課】

◇提案理由

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

身体的拘束等の適正化の推進（第15条）

養護老人ホームについて、身体的拘束等の適正化のための措置を講ずることを義務付ける。

◇施行期日

平成30年4月1日

議案第52号 宮崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について 【介護保険課】

◇提案理由

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

1 緊急時等の対応の強化（第7条、第22条の2、第34条）

- (1) 特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームについて、緊急時等における対応方法について運営規程を定めることを義務付ける（第7条、第34条）。
- (2) 特別養護老人ホームについて、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておくことを義務付ける（第22条の2）。

2 身体的拘束等の適正化の推進（第15条、第36条）

特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームについて、身体的拘束等の適正化のための措置を講ずることを義務付ける。

◇施行期日

平成30年4月1日

議案第53号 宮崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について 【長寿支援課】

◇提案理由

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

身体的拘束等の適正化の推進（第17条）

軽費老人ホームについて、身体的拘束等の適正化のための措置を講ずることを義務付ける。

◇施行期日

平成30年4月1日

議案第54号 宮崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について 【介護保険課】

◇提案理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

1 医療と介護の連携の強化（第6条、第15条）

- (1) 利用者等に対して、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するように依頼することを、指定居宅介護支援事業者に義務付ける。
- (2) 末期の悪性腫瘍の利用者について、主治の医師等の助言を得ることを前提として、サービス担当者会議の招集を不要とすること等によりケアマネジメントプロセスを簡素化する。
- (3) 指定居宅サービス事業者等から伝達された利用者の口腔や服薬の状態、介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等を主治の医師等に伝達することを、介護支援専門員に義務付ける。

2 訪問回数の多い利用者への対応（第15条）

通常の居宅サービス計画とかけ離れた回数の訪問介護を位置付ける場合には、介護支援専門員は市町村に居宅サービス計画を届け出ることとする。

◇施行期日

平成30年4月1日（ただし、2は平成30年10月1日施行。経過措置の規定あり。）

議案第55号 宮崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の  
一部改正について 【介護保険課】

◇提案理由

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行う等のため。

◇主な内容

医療と介護の連携の強化（第6条、第32条）

- (1) 利用者等に対して、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼することを、指定介護予防支援事業者に義務付ける。
- (2) 指定介護予防サービス事業者等から伝達された利用者の口腔や服薬の状態、介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等を主治の医師等に伝達することを、介護支援専門員に義務付ける。

◇施行期日

平成30年4月1日

◇提案理由

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

1 身体的拘束等の適正化の推進（第15条、第47条）

指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設について、身体的拘束等の適正化のための措置を講ずることを義務付ける。

2 緊急時等の対応の強化（第24条の2、第28条、第51条）

- (1) 指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設について、緊急時等における対応方法について運営規程を定めることを義務付ける（第28条、第51条）。
- (2) 指定介護老人福祉施設について、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておくことを義務付ける（第24条の2）。

◇施行期日

平成30年4月1日

議案第57号 宮崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する  
条例の一部改正について 【介護保険課】

◇提案理由

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

1 身体的拘束等の適正化の推進（第15条、第46条）

介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設について、身体的拘束等の適正化のための措置を講ずることを義務付ける。

2 転換に関する経過措置（附則第2項）

一般病床等を有する病院又は診療所から施設への転換に関する経過措置の期限（平成30年3月31日）を、平成36年3月31日まで延長する。

◇施行期日

平成30年4月1日

◇提案理由

介護保険法等の改正に伴い、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定めるため。

◇主な内容

1 介護医療院の創設

介護保険法の改正に伴い、長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設として介護医療院が規定されたが、当該施設について、国の省令で施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準が規定され、当該基準を基に本市条例で基準を定めるもの。

2 宮崎市の独自基準

(1) 非常災害対策（第32条）

東日本大震災を踏まえ、「火災のほか、施設の立地環境に応じ、豪雨、洪水、地震、津波その他の異常な自然現象等による非常災害に関する具体的計画を立てる」と規定し、具体的な災害の種類等を追加する。

(2) 記録の整備（第42条）

従業者の勤務の記録及び介護給付費の請求に係る記録並びに提供した具体的なサービスの内容等の記録等について、保存期間を5年間と規定する。

◇施行期日

平成30年4月1日（経過措置の規定あり）

議案第59号 宮崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例  
の一部改正について 【介護保険課】

◇提案理由

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

身体的拘束等の適正化の推進（第16条、第47条）

指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設について、身体的拘束等の適正化のための措置を講ずることを義務付ける。

◇施行期日

平成30年4月1日



◇提案理由

介護保険法等の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

1 「宮崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」  
の一部改正（第1条）

- (1) 共生型サービスの基準（第42条の2、第42条の3、第114条、第115条、  
第181条の2、第181条の3）  
障害福祉の指定を受けた事業所について、介護保険の訪問介護、通所介護短期入所生活介護の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。
- (2) 身体的拘束等の適正化の推進（第226条）  
特定施設入居者生活介護について、身体的拘束等の適正化のための措置を講ずることを義務付ける。
- (3) 福祉用具貸与における機能や価格帯の異なる複数商品の提示等（第255条、  
第256条）  
福祉用具専門相談員に対して、以下の事項を義務付ける。  
ア 貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均価格を利用者に説明すること。  
イ 機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示すること。  
ウ 利用者に交付する福祉用具貸与計画書を介護支援専門員にも交付すること。

2 「宮崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」の一部改正（第2条）

- (1) 共生型サービスの基準（第60条の20の2、第60条の20の3）  
障害福祉の指定を受けた事業所について、地域密着型通所介護の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。
- (2) サービスの供給量の拡大（第66条、第193条、第194条、第196条）  
ア ユニット型の指定地域密着型介護老人福祉施設における共用型指定認知症対応型通所介護の利用定員数を、「1施設当たり」から「1ユニット当たり」に見直す。  
イ 指定看護小規模多機能型居宅介護について、サテライト型事業所の基準を創設する。
- (3) 身体的拘束等の適正化の推進（第118条、第139条、第159条、第184条）  
指定認知症対応型共同生活介護等について、身体的拘束等の適正化のための措置を講ずることを義務付ける。

3 「宮崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等に関する条例」の一部改正（第3条）

- (1) 共生型サービスの基準（第165条の2、第165条の3）  
障害福祉の指定を受けた事業所について、介護予防短期入所の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。
- (2) 身体的拘束等の適正化の推進（第212条）  
介護予防特定施設入居生活介護について、身体的拘束等の適正化のための措置を講ずることを義務付ける。
- (3) 福祉用具貸与における機能や価格帯の異なる複数商品の提示等（第251条、第252条）  
福祉用具専門相談員に対して、以下の事項を義務付ける。
  - ア 貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均価格を利用者に説明すること。
  - イ 機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示すること。
  - ウ 利用者に交付する福祉用具貸与計画書を介護支援専門員にも交付すること。

4 「宮崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準等に関する条例」の一部改正（第4条）

- (1) サービスの供給量の拡大（第10条）  
ユニット型の指定地域密着型介護老人福祉施設における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員数を、「1施設当たり」から「1ユニット当たり」に見直す。
- (2) 身体的拘束等の適正化の推進（第79条）  
介護予防認知症対応型共同生活介護について、身体的拘束等の適正化のための措置を講ずることを義務付ける。

◇施行期日

平成30年4月1日（ただし、1（3）ア及び3（3）アは平成30年10月1日施行。経過措置の規定あり。）

議案第61号 宮崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等の基準に関する条例の一部改正について 【介護保険課】

◇提案理由

介護保険法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

地域包括支援センターに置くべき主任介護支援専門員に係る基準を変更する。

◇施行期日

公布の日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

1 「宮崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」の一部改正（第1条）

法の改正に伴い、指定障害福祉サービスの事業を定めている基準の省令が改正となったことから、本市条例で定めるもの。

- (1) 指定就労定着支援の基準の新設
- (2) 指定自立生活援助の基準の新設
- (3) 指定共同生活援助の一類型として、日中サービス支援型指定共同援助の基準を定める。
- (4) 共生型サービスの基準を定める。

2 「宮崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」の一部改正（第2条）

指定障害者入所施設が障害児入所施設の指定を受け、一体的に支援を提供している場合の設備の特例を廃止する。

3 「宮崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例」の一部改正（第3条）

法の改正に伴い、障害福祉サービス事業の最低基準を定めている基準の省令が改正となったことから、本市条例で定めるもの。

◇施行期日

平成30年4月1日

◇提案理由

旅館業法等の改正に伴い、旅館・ホテル営業等の施設の基準の改正を行う等のため。

◇主な内容

旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業の施設の構造設備の基準の改正（第 7 条、第 8 条）

（1） 旅館営業及びホテル営業の基準の統合（第 7 条）

（2） 簡易宿所営業について「宿泊者の確認を適切に行うための設備を設けること。」の規定の追加（第 8 条）

◇施行期日

平成 3 0 年 6 月 1 5 日

◇提案理由

国民健康保険法の改正に伴い、国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称を定める等のため。

◇主な内容

1 国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称（第 2 条）

国民健康保険法第 11 条第 2 項の規定により市に置かれる国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、「宮崎市国民健康保険運営協議会」とする。

2 被保険者の範囲の変更（第 3 条）

養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している者について、当該者を被保険者としな規定を削る。

◇施行期日

1 については平成 3 0 年 4 月 1 日、2 については公布の日。

## ◇提案理由

国民健康保険税の課税額を改定する等のため。

## ◇主な内容

## 1 国民健康保険税の課税額の改定

国民健康保険税の課税額を改定する。

## &lt;現行&gt;

	所得割	均等割	平等割
医療保険分	9.9%	28,600円	21,600円
後期高齢者支援金分	2.6%	7,900円	5,900円
介護納付金分	2.7%	10,300円	5,500円
計	15.2%	46,800円	33,000円

## &lt;改正後&gt;

	所得割	均等割	平等割
医療保険分	7.4%	23,500円	16,600円
後期高齢者支援金分	3.0%	9,200円	6,500円
介護納付金分	2.3%	9,300円	4,800円
計	12.7%	42,000円	27,900円

## 2 国民健康保険税の納付方法（第13条第2項）

普通徴収に係る国民健康保険税の納付は、原則として口座振替の方法によるものとする。

## 3 国民健康保険税の減免申請に係るみなし規定（第25条第2項第3号）

申請書の提出が義務付けられている国民健康保険税の減免について、旧被扶養減免対象者は、国民健康保険被保険者の資格取得の届書の提出をもって、国民健康保険税の減免申請とみなす規定を設ける。

## ◇施行期日

平成30年4月1日（一部については、公布の日施行。経過措置の規定あり。）

◇提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、保険料を徴収すべき被保険者の範囲を拡大する等のため。

◇主な内容

後期高齢者医療制度加入時に、現に国民健康保険制度において住所地特例を受けている被保険者については、当該住所地特例を後期高齢者医療制度へ引き継ぐこととなることから、国民健康保険制度において保険者となっていた市町村が加入している広域連合が新たに保険者となることに伴い、本市条例にて規定している後期高齢者医療制度に係る保険料を徴収する被保険者の範囲が拡大するため、第3条に新たに1号追加する。

◇施行期日

平成30年4月1日（一部については、公布の日から施行）

◇提案理由

介護保険における第1号被保険者の保険料率の改定を行う等のため。

◇主な内容

1 保険料率の改定（第2条及び附則第21項）

平成30年度から平成32年度までの第1号被保険者の保険料率を次のように改定する。

第7期（平成30年度から平成32年度まで）の介護保険料					<参考>第6期（平成27年度から平成29年度）
所得段階	市民税課税状況	課税年金収入・合計所得金額等	基準額に対する割合	保険料額（年額） ※（ ）内は第6期との増減額	保険料額（年額）
1	世帯全員非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で、課税年金収入+合計所得金額が80万円以下	0.45	30,700円 (+1,200円) ※特例による額	29,500円 ※特例による額
2		課税年金収入+合計所得金額が80万円超120万円以下	0.7	47,800円 (+1,900円)	45,900円
3		課税年金収入+合計所得金額が120万円超	0.75	51,300円 (+2,100円)	49,200円
4	本人非課税	課税年金収入+合計所得金額が80万円以下	0.85	58,100円 (+2,300円)	55,800円
5		課税年金収入+合計所得金額が80万円超	1	68,400円 (+2,700円)	65,700円
6	本人課税	合計所得金額125万円未満	1.2	82,000円 (+3,200円)	78,800円
7		合計所得金額125万円以上200万円未満	1.35	92,300円 (+3,700円)	88,600円
8		合計所得金額200万円以上300万円未満	1.55	106,000円 (+4,200円)	101,800円
9		合計所得金額300万円以上400万円未満	1.65	112,800円 (+4,400円)	108,400円
10		合計所得金額400万円以上600万円未満	1.95	133,300円 (+5,200円)	128,100円
11		合計所得金額600万円以上800万円未満	2.05	140,200円 (+5,600円)	134,600円
12		合計所得金額800万円以上	2.15	147,000円 (+5,800円)	141,200円

※所得段階1の第7期保険料額の基準額は34,200円（第6期32,800円）

2 合計所得金額の明確化（第2条）

合計所得金額については、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額とする規定を設ける。



### 3 罰則の見直し（第11条）

介護保険法第214条第3項の改正に伴い、同法第202条第1項の規定による文書その他の物件の提出を行わない等の場合の過料について、第2号被保険者の配偶者等に対し科す改正を行う。

#### ◇施行期日

平成30年4月1日（ただし、3は平成30年7月1日施行。経過措置の規定あり。）

### 議案第68号 宮崎市都市公園条例の一部改正について

【公園緑地課（スポーツランド推進課）】

#### ◇提案理由

都市公園法等の改正に伴い、都市公園に設ける運動施設の敷地面積の基準を定める等のため。

#### ◇主な内容

これまで国の政令で規定されていた運動施設の基準（※）を本市条例で定めるもの。

※運動施設率 50%以内

$$\text{運動施設率} = \frac{\text{運動施設の敷地面積の総計}}{\text{都市公園の敷地面積}} \times 100$$

#### ◇施行期日

平成30年4月1日（一部については、公布の日から施行）

議案第69号 宮崎市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について 【建築指導課】

◇提案理由

建築基準法の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

1 用語の表記を改めるもの

第6条（見出しを含む。）及び別表第2地区整備計画区域の部木欄中の「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

2 別表第2のハ欄中、法の項ずれの改正を行うもの

改正後	現行
法別表第2(る)項	法別表第2(ぬ)項
法別表第2(り)項第2号	法別表第2(ち)項第2号
法別表第2(ぬ)項第3号	法別表第2(り)項第3号
法別表第2(わ)項	法別表第2(を)項
法別表第2(る)項第1号	法別表第2(ぬ)項第1号

◇施行期日

平成30年4月1日

議案第70号 宮崎市営住宅条例及び宮崎市山村定住住宅条例の一部改正について

【住宅課】

◇提案理由

市営住宅等への入居に必要な連帯保証人の人数を変更する等のため。

◇主な内容

市営住宅及び山村定住住宅への入居に必要な連帯保証人の人数を、2人から1人に変更する。

◇施行期日

平成30年4月1日（経過措置の規定あり）

## ◇提案理由

建築基準法の改正に伴い、所要の改正を行うため。

## ◇主な内容

別表の項中、建築基準法の項ずれ等の改正を行うもの。

改正後	現行
法別表第 2 (ぬ) 項第 3 号 (1) から (20) まで	法別表第 2 (り) 項第 3 号 (1) から (19) まで
法別表第 2 (る) 項第 1 号	法別表第 2 (ぬ) 項第 1 号

## ◇施行期日

平成 3 0 年 4 月 1 日

## ◇提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の加算額についての改正を行う等のため。

## ◇主な内容

非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の改正に伴い、本条例に基づく損害補償（療養補償及び介護補償を除く。）について、補償基礎額の加算額の規定を変更する。

## ◇施行期日

平成 3 0 年 4 月 1 日（経過措置の規定あり）

## ◇提案理由

危険物の屋外タンク貯蔵所のうち一定のものの設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額の改定を行うため。

## ◇主な内容

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正を踏まえ、危険物の屋外タンク貯蔵所のうち一定のものの設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額を改定する。

## ◇施行期日

平成 3 0 年 4 月 1 日（経過措置の規定あり）

#### 4 報告の概要

##### 報告第1号～報告第8号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分について、議会に報告するもの。

##### (1) 訴えの提起についての専決処分（市営住宅）

報告第1号 専決処分の報告について

【住宅課】

###### ◇概要

市営住宅の家賃滞納者に対する市営住宅の明渡し及び家賃等の支払請求等の訴えの提起を行うに当たり、専決処分を行ったもの。

◇団地名 宮崎市営住宅生目台団地

###### ◇請求の要旨

- (1) 被告は、市営住宅を明け渡し、かつ、滞納している市営住宅家賃及びこれに対する遅延損害金を支払え。
  - (2) 被告は、明渡し請求日の翌日から明渡し済みまでの家賃相当額の2倍に相当する損害賠償金を支払え。
  - (3) 訴訟費用は、被告の負担とする。
- との判決を求める。

##### (2) 和解及び損害賠償の額を定めることに係る専決処分（公用車運転中の事故等）

報告第2号～報告第8号 専決処分の報告について

###### 【報告第2号】

【国保収納課】

《事故の概要》 市の原動機付自転車と相手方の小型自動車が接触し、相手方の車両破損が生じた。

《事故発生日》 平成29年10月6日

《事故の場所》 宮崎市京塚町126番地1先道路上

《損害賠償額》 車両損害に係る賠償 90,400円（市が相手方に対して）

《過失の割合》 市80%、相手方20%

###### 【報告第3号】

【消防局 警防課】

《事故の概要》 市の消防自動車と相手方の軽自動車が接触し、双方の車両破損が生じた。

《事故発生日》 平成29年7月16日

《事故の場所》 宮崎市高岡町下倉永字木町886番2の道路上

《損害賠償額》 車両損害に係る賠償 120,025円（相手方が市に対して）

《過失の割合》 市10%、相手方90%

【報告第4号】	【道路維持課】
《事故の概要》	相手方の普通自動車が道路の冠水部分に進入して浸水し、相手方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	平成29年9月16日
《事故の場所》	宮崎市大字赤江710番地先道路上
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 410,579円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市30%、相手方70%
【報告第5号】	【道路維持課】
《事故の概要》	借受人の運転する相手方の普通自動車が道路の破損部分の上を通過したところ、飛散した小石が車体に当たり、相手方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	平成29年10月28日
《事故の場所》	宮崎市大字新名爪字小金624番2の道路上
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 54,300円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市30%、相手方70%
【報告第6号】	【区画整理課】
《事故の概要》	強風により飛ばされた市の看板が相手方の住宅の門柱及び柵（以下「門柱等」という。）並びに軽自動車に当たり、相手方の門柱等及び車両の破損が生じた。
《事故発生日》	平成29年10月29日
《事故の場所》	宮崎市稗原町
《損害賠償額》	門柱等の損害に係る賠償 32,400円（市が相手方に対して） 車両損害に係る賠償 43,869円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市100%
【報告第7号】	【教育委員会 保健給食課】
《事故の概要》	学校給食センターの軒の一部が駐車中の相手方の軽自動車の上に落下し、相手方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	平成29年11月14日
《事故の場所》	宮崎市佐土原町東上那珂13915番地3 宮崎市佐土原学校給食センター駐車場内
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 90,936円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市100%

**【報告第8号】****【環境業務課】**

《事故の概要》 市のごみ収集車の後部で出火した収集物を車外に排出して消火作業を行ったところ、相手方の港湾施設のアスファルト舗装の一部に破損が生じた。

《事故発生日》 平成29年6月13日

《事故の場所》 宮崎市大字内海字鉢屋平3469番2 内海港内

《損害賠償額》 損害に係る賠償 248,400円（市が相手方に対して）

《過失の割合》 市100%